

10 航空交通に関する気象情報等の充実

(1) 気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めるとともに、情報の提供体制の充実を図る。

(2) 運航情報等の充実

運航情報、空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に

必要な情報を提供する。

11 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため、(財)日本航空協会、関係スポーツ団体等を通じた安全教育の充実、航空安全に係る情報公開、「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して、スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図る。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。このため、国際民間航空機関（ICAO）に定める標準等における国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国の立場からの意見をICAOに定める標準に反映させるとともに、諸外国における技術開発状況の把握に努める。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空機の安全性に関する情報収集の強化、迅速化を図るとともに、国際会議への参加等を通じて外国の耐空性管理当局とも情報交換を緊密に行う。

また、引き続き航空安全に関する技術基準等についてホームページ上での情報公開の一層の充実を図る。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修を実施するとともに、必要に応じ研修内容の見直しを行う。

また、YS-11以来40年ぶりとなる国産旅客機開発

の計画に適切に対応するために、その審査を担当する航空機技術審査センターの増員及び審査能力の向上等、質・量両面での審査体制の充実を図る。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の新規参入、整備管理の委託等による航空運送事業者の整備体制の多様化へ対応し審査の充実を図るため、整備審査官に対する研修の充実によりその質的向上を図るとともに、安全監査等に係る実施要領の見直し等を行う。

5 航空機の経年化対策の強化

経年航空機について、航空機製造者・運航者等の不具合事例や諸外国の事例を踏まえ、その対策に関する情報を収集し、必要な措置を講じる。